

津市公共施設内壁面等広告掲出実施基準

平成 3 0 年 1 月 3 1 日

改正 令和 4 年 1 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、別に定めがあるものを除くほか、津市広告掲載要綱（平成 1 9 年津市訓第 2 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 3 項及び第 4 条の規定に基づき、本市の公共施設内の壁面等を広告媒体とする広告（液晶モニター、プロジェクターその他の設備を用いた広告を含む。以下同じ。）の掲出（以下「広告掲出」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において「壁面等」とは、壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段、掲示板、案内表示板その他広告を掲出することが可能な施設の構造物の表面をいう。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の規格、掲出位置、掲出方法、枠数その他広告掲出の申込みに関し必要な事項は、広告掲出を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集時に、市長が指定するものとする。

(広告掲出の期間)

第 4 条 広告掲出の期間は、第 9 条の規定による許可を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、その後、1 年を単位として更新することができるものとする。この場合における更新は、4 回を限度とする。

(広告の最低掲出料金)

第 5 条 広告の最低掲出料金は、津市財産に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 5 2 号）第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定により算出された額とする。

(広告の募集方法)

第 6 条 申込者の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第 3 条第 2 項各号に該当しない者に対し、募集の案内をすることができる。

(広告掲出の申込み)

第7条 申込者は、広告掲出申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）及び市長が指定する資料を提出するものとする。

（広告掲出事業者の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で、最低掲出料金以上で最高額の広告掲出料金を申込書に記載した申込者（以下「最高額記載者」という。）を広告掲出事業者（以下単に「事業者」という。）として決定するものとする。

2 前項の場合において、最高額記載者が複数あるときは、抽選により事業者を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により事業者を決定したときは、その結果を広告掲出事業者決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

4 事業者は、市長が指定する期日までに、広告案を電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録し、市長に提出するものとする。

（行政財産の使用許可）

第9条 事業者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けなければならない。

（広告案の確認等）

第10条 市長は、第8条第4項又は第13条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査により、その内容等を速やかに確認し、必要があると認めるときは、事業者に修正を求めるものとする。

（広告掲出の費用負担）

第11条 広告案の作成は事業者の責任において行い、その費用は事業者が負担するものとする。

（広告掲出料金の納入）

第12条 事業者は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により、広告掲出料金を一括して納入しなければならない。

（広告の変更）

第13条 事業者は、広告掲出の期間中に広告内容の変更を希望するときは、変更を希望する日の1月前までに、広告案を電磁的記録媒体に記録し、市長に提出しなければならない。

(広告掲出の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告案の提出がないとき。
- (2) 第10条の規定による修正を行わないとき。
- (3) 指定する期日までに広告掲出料金の納付がないとき。
- (4) 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲出を取り消された事業者は、市長が指定する期日までに広告を撤去するものとする。

3 前項の場合において、事業者が正当な理由がないのに撤去しないときは、本市が事業者に代わって当該広告を撤去することができるものとする。この場合において、事業者は、本市による撤去について異議を申し出ることができず、また、当該撤去に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項の規定により広告掲出を取り消した場合においては、本市は、事業者に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲出料金の返還)

第15条 既納の広告掲出料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により広告掲出ができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書に規定する広告掲出料金の返還は、広告掲出ができなかった月数に応じた額とするものとする。ただし、1月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲出料金には、利子を付さない。

(広告の掲出等)

第16条 広告の掲出、撤去及び掲出位置の変更（以下「掲出等」という。）は、事業者の責任において行い、その費用は事業者が負担するものとする。

2 市長は、公用又は公共のために特に必要があると認める場合は、広告の掲出位置を変更することができる。この場合において、事業者は、本市と事業者で協議した場所へ広告の掲出位置を変更するものとする。

3 広告の掲出等に係る作業日程は、本市と事業者で協議して決定するものとする。

(事業者の責務)

第17条 事業者は、当該広告の内容に関し、全ての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第 18 条 事業者が設置した広告に起因して、事業者の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を賠償するものとする。

(委任)

第 19 条 この基準に定めるもののほか、広告掲出の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 30 年 2 月 5 日から施行する。

(津リージョンプラザ案内表示板広告掲載実施基準等の廃止)

2 次に掲げる基準は、廃止する。

(1) 津リージョンプラザ案内表示板広告掲載実施基準（平成 19 年 12 月 1 日施行）

(2) 津市本庁舎内広告掲出実施基準（平成 20 年 5 月 15 日施行）

(3) 津市アストプラザ内広告掲出実施基準（平成 20 年 7 月 18 日施行）

(4) 津市津なぎさまち内旅客船ターミナル広告掲出実施基準（平成 20 年 7 月 18 日施行）

(5) 津市久居庁舎内広告掲出実施基準（平成 20 年 7 月 18 日施行）

(6) 津市運動施設広告掲出実施基準（平成 22 年 5 月 14 日施行）

(経過措置)

3 この基準の施行の際現に津リージョンプラザ案内表示板広告掲載実施基準、津市本庁舎内広告掲出実施基準、津市アストプラザ内広告掲出実施基準、津市津なぎさまち内旅客船ターミナル広告掲出実施基準、津市久居庁舎内広告掲出実施基準又は津市運動施設広告掲出実施基準の規定によりなされた広告掲出（当該広告掲出の期間の更新限度を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(津市液晶モニター等を用いた広告放映実施基準の廃止)

2 津市液晶モニター等を用いた広告放映実施基準（平成 24 年 5 月 24 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の際現に前項の規定による廃止前の津市液晶モニター等を用いた広告放映実施基準の規定により広告放映実施事業者としての決定を受けた者が当該決定に係る広告の放映の期間（更新された場合にあっては、その期間）内において行う広告の放映については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条、第8条関係）

広告掲出申込書

年 月 日

（宛先）津市長

	住所（所在地）	
申込者	商号（名称）	
	代表者氏名	㊟
	電話番号	

津市広告掲載要綱及び津市公共施設内壁面等広告掲出実施基準の規定を遵守の上、次のとおり申し込みます。

1 広告掲出に係る事項

2 広告掲出料金	月額 金	円（税抜）
	（年額 金	円（税抜））

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第8条関係）

広告掲出事業者決定通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出について、次のとおり通知します。

1 広告掲出に係る事項

2 通知内容

☐ 広告掲出事業者に決定されました。

☐ 広告掲出事業者に決定されませんでした。

3 広告掲出期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 広告掲出料金 月額 金 円（税抜）
（年額 金 円（税抜））